

政統発0703第7号
令和8年7月3日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)
(公 印 省 略)

令和8年患者調査の実施について（通知）

患者調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「患者統計」を作成するための調査）につきましては、かねてから御高配をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、患者調査規則（昭和28年厚生省令第26号）及び「令和八年における患者調査の調査の期日等を定める件」（令和8年5月21日厚生労働省告示第二百二十五号）に基づき、標記調査を下記のとおり実施いたします。

患者調査では令和8年調査も、政府統計共同利用システムを利用した電子調査票（以下「オンライン調査票」という。）の様式に、Excel形式とHTML形式を準備しております。オンライン調査は調査事務の効率化や回収率向上に資する方法であると期待されることから、各都道府県におかれましては、オンライン調査票の活用を積極的に推進いただきますようお願いいたします。

また、オンライン調査の操作動画を厚生労働省ウェブサイトに掲載いたしますので、調査対象施設へ調査の回答依頼の際に併せてご案内いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内の対象医療施設への周知等、調査の実施に遺漏のないようお取り計らわれるとともに、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区の市区長に対する連絡につきましても、貴職からよろしくお取り計らい願います。

なお、公益社団法人日本医師会長、公益社団法人日本歯科医師会会長、一般社団法人日本病院会会長、公益社団法人全日本病院協会会長及び公益社団法人日本精神科病院協会会長に対しては、別途協力の依頼を行い、各団体からご協力いただける旨、回答が得られましたことも併せて申し添えます。

記

1 調査の目的

この調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として3年周期で実施する。

2 調査の対象及び客体

全国の医療施設（1年未満休診、1年以上休診及び休止中の医療施設を除く。）を利用する患者を対象とし、層化無作為に抽出した医療施設（病院：約6,600施設、一般診療所：約5,900施設、歯科診療所：約1,600施設）を利用する患者を調査の客体とする。

ただし、退院患者については、病院及び一般診療所の患者についてのみ調査の客体とする。

なお、貴都道府県の調査対象施設は、「令和8年患者調査 施設名簿」（以下「施設名簿」という。）のとおりである。

3 調査の期日

- (1) 病院の入院及び外来患者については、令和8年10月20日（火）～22日（木）の3日間のうち、厚生労働省が病院ごとに指定した1日とする。
- (2) 一般診療所の入院及び外来患者並びに歯科診療所の外来患者については、令和8年10月20日（火）、21日（水）、23日（金）の3日間のうち、厚生労働省が診療所ごとに指定した1日とする。
- (3) 病院及び一般診療所の退院患者については、令和8年9月1日～30日までの1か月間とする。

4 調査事項

次の調査票に掲げる事項とする。

- 別紙1：病院入院（奇数）票
- 別紙2：病院外来（奇数）票
- 別紙3：病院（偶数）票
- 別紙4：一般診療所票
- 別紙5：歯科診療所票
- 別紙6：病院退院票
- 別紙7：一般診療所退院票

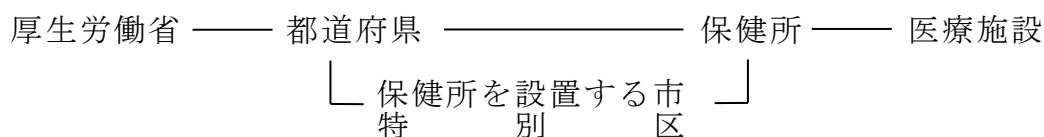
※ 病院の入院及び外来患者については、生年月日の末尾が奇数の患者は病院入院（奇数）票または病院外来（奇数）票を、生年月日の末尾が偶数の患者は病院（偶数）票を用いる。

ただし、500～599床の病院における生年月日の末尾が9日の入院及び外来患者及び600床以上の病院における生年月日の末尾が1,9日の入院及び外来患者については病院（偶数）票を用いる。

5 調査の方法

- (1) 調査票の作成は、調査対象施設の管理者が記入する方式とする。
- (2) 都道府県知事、保健所を設置する市の市長、特別区の区長及び保健所長は、別途送付する「令和8年患者調査 実施要領」に基づいて調査事務を行う。
- (3) 保健所長は、調査票等を調査対象施設の管理者に配布の上、調査の趣旨及び調査票の作成要領を説明し、その作成を依頼する。
- (4) 医療施設からの調査票の提出については、紙の調査票の他、電磁的記録媒体（CD-R等）に保存した電子調査票又はオンライン調査票による提出も可能とする。

6 調査の系統



7 調査票等の審査及び提出

- (1) 保健所長は、調査対象施設から提出された各調査票を審査整理の上、都道府県知事に対しその定める期限までに各調査票を提出する。
ただし、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長の管轄区域内の医療施設に係る調査票の提出については、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長を経由して行う。
- (2) 保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、管轄区域内の保健所長から提出された各調査票を審査整理の上、都道府県知事に対しその定める期限までに提出する。
- (3) 都道府県知事は、管轄区域内の保健所長並びに保健所を設置する市の市長及び特別区の区長から提出された各調査票を審査整理の上、令和9年1月8日（金）までに厚生労働大臣に提出する。
なお、やむを得ない事由により期限までに提出できない調査票がある場合は、その事由及び提出予定日を厚生労働大臣に報告する。
- (4) 施設名簿は、必要事項を記載の上、令和9年1月8日（金）までに都道府県から厚生労働省に提出する。

8 その他

- (1) 調査の実施に必要な書類は別途送付する。
- (2) 患者調査に要する経費は、委託費として別途交付する。